

第三十三回 参議院大蔵委員会會議録第五号

昭和三十四年十二月一日(火曜日)午前
十時四十九分開会

出席者は左の通り。

委員長 加藤 正人君
理事 上林 忠次君
山本 米治君
大矢 正君
平林 剛君
天坊 裕彦君

委員

青木 一男君
岡崎 真一君
梶原 茂嘉君
木内 四郎君
木暮武太夫君
西川甚五郎君
林屋龜次郎君
堀 末治君
前田 久吉君
木村福八郎君
榊 繁夫君
成瀬 幡治君
野溝 勝君
原島 宏治君

政府委員

大蔵政務次官 前田佳都男君
大蔵省主税局長 原 純夫君
事務局側
常任委員 木村常次郎君
会専門員

説明員

日本専売公 石田 吉男君
社副総裁

日本専売公 小林 章君
社塩務部長

本日の會議に付した案件
○法人税法の一部を改正する法律案
(内閣提出、衆議院送付)
○租税及び金融等に関する調査の件
(専売事業等に関する件)

○委員長(加藤正人君) ただいまから
委員会を開きます。

法人税法の一部を改正する法律案を
議題といたします。
御質疑のある方は、順次、御発言を
願います。

○成瀬幡治君 今まで青色に対して白
紙は、個人関係でいうと非常に、何と
いいますか、帳簿が完備しておらぬ、
そういうことがあって、この四月改正
をされる時にあと回しになったとい
うか、抜いたというか、こういうこと
がやられておらなかったのが、今回の
改正でやられるという事に承ってお
りますが、先ほどちょっとプライベート
にお話をしたときに、帳簿の整備が
なかなか困難じゃなからうかというよ
うな理由も、三年、五年にからんで
あったわけですが、今後こういうふう
になつていけば、あなたの方で帳簿
記載の面について行政指導か何かおや
りになるお考えがあるのですか。

○政府委員(原純夫君) ただいま損失
の繰り越しを認める期間が、個人は三
年であり、法人は五年であるというこ
とが、両者の記帳の度合いを考えての

このように思うが、そういう点につ
いて今後指導を加えて改善する気持が
あるかないかというふうなお話のよう
に承りましたが、現行法で青色申告に
ついて認めておられます損失繰り越し控
除の期間を、個人は三年、法人は五年
というふうにしておられますのは、
お話の通り、記帳の度合いが一般に法
人の方が正確であるということもござ
います。しかし、半面で繰り越される
損失というものが、個人の場合よりも
法人の場合の方が、毎年の所得に比
べてより大きいということが多いとい
うことも考えておられます。それは、法人
の所得は、御案内の通り、事業主はも
ちろん家族給与まで含めましたところ
を損金に落とす、その残りのいわゆ
る純粋の利潤の部分が所得になるわけ
でありまして、個人の場合は、青色であ
りまして、個人の働きの所得部分
というものは損金になりませんので、それ
の含まれたものが所得になる。今回お
願ひいたしております場合の白色――
今回は法人であります、個人で白色
の場合には、家族の給与も控除できな
いというふうなことになるのでござ
います。そうなりますと、個人のそういう
事業の損は、業主を含め、また家族の
分を含めた給与を含んでおる所得がど
れだけの損を受けるかということであ
りますが、法人の場合ほどブラックチュ
エーションが多くないというのが通常
でございます。つまり、何と申します
か、そういうコンスタントな給与的な
ものを払った残りの、純粋な状況の影

響の出るのが法人の場合であり、個人
はそれにプラス、コンスタントの給与
が相当入っておるということが、フラ
クチュエーションの度合いがはるかに
違うというふうな考えられます。まあ
この辺が個人と法人との間に三年と五
年との区分をつけたゆえんだと考えて
おります。

なお、つけ加えますれば、個人の所
得は、事業所得のほかに配当所得、不
動産所得、山林所得というふうないろ
いろな所得がございます。繰り越した
場合に、それでもって埋めますプラス
の方の所得には、事業所得以外の所得
がいろいろある。従つて、埋める期間
も短くて済むというふうなこともある
と考えております。

末段にお尋ねの記帳指導ということ
は、私どもも常々そういうことが大事
であるということも心がけてやってお
る次第でございますが、三年、五年と
いうのは、そういう意味で本法の基本
原則から分けておられますので、もち
ろんそこは検討事項の一つではありま
すが、そういう基礎からできておるとい
うことを御了承いただきたいと思います。

○成瀬幡治君 ことしの四月に、こう
いうたなおろし決算の繰り越しが個人
の場合認められておる。そしてこれ
は、何か、私がちょっとよそで聞いた
わけですが、個人の青色は大体三三％
であるのに対して、白色の方が六七％
というように、法人と比較しますと青
と白が逆になっておつて、結局非常に

個人の白色が多いわけなんです。です
から、やはり青紙になれるような、記
帳が正確になるという事は、一つは
経営が合理化されてきたとかそういう
ようなことで、非常に好ましい姿だと
思うのです。ですから、全部という強
制的なことではできないと思ひますけ
れども、ある何年かのうちには、やは
り法人と相似形のような姿が好ましい
と思うわけです。ですから、それに対
する末端指導というものを、何か、基
方針とか基本原則とか何とかがとい
うことではなく、国税庁等を通して行
政指導をおやりになっておると思つて
おるわけですが、これも、実際問題とし
て、そういうことが活発に行なわれて
おるのか。ただ、税の捕捉に行かれた
ときに、どうだこうだと言つて、これ
じゃいかぬじゃないかというふうな度
合いで終わつておるものか、プログラ
ムのなものを立ててやつておられる
か、その辺、御説明願ひたい。

○政府委員(原純夫君) 税務行政にお
きまして非常に大事な点でありまし
て、私どもとしましては、法人はもち
ろん、個人でも、なるべく青色が多く
なるようにということでも従来やつてお
りますし、今後もそういうつもりで
やつて参りたいと思つております。た
だいま、法人は七割強が青色になつて
おり、事業所得者、個人全体では約五
割、農業は四割程度になつておりま
す。これは、シャウブ勧告で青色申告
制度というのができましたから、だん
だんふえてきておることは周知の通り

個人は三年、法人は五年であるとい
うことが、両者の記帳の度合いを考
えての

でありませんが、ますますふやしたい。ただ、そこで特に申し上げておきたいのは、これはほんとうに記帳がよくなって青色がふえるということでありたいのでありますが、実際には、青色にいろいろ特典があるために、青色の実を備えるよりも、その特典がほしいという御要求がたくさん出ます。それは、私どもはいかがなものかと思っております。やはり税が確実に公正に課税される基礎ができるという意味で、青色制度の中心になっております記帳——帳簿の正確さというものは、何としても大事な要件だと思っておりますので、近ごろはそういう点にも力を入れまして、この青色の制度が伸びるようになっていく気持でやっております。率直な話ですが、この制度が始まりましたから相当の間は、かなり、今申しましたなるべく青色と見てくれという形の話が多くて、まあ普及のためにかなり帳簿の要件あたりも簡易にするというふうな努力をしてやっておりますが、決して税負担を軽減するための制度ではない。やはり税が、明るいガラス箱の中で、課税標準というものが世の中に明らかになるということがありまされるから、課税標準が適正、公正に申告されるということが大事だということを心がけた制度であるということをお願いしたいと存じます。

○成瀬耀治君 一つ組織的に計画的に御指導を願って、そして、いつかは、法人が青、白のような、個人の方に對してもそういう比率になるような御指導をお願いしておいて、次に……

○木村禮八郎君 ちよっと、御質問が

続くようですから、障害にならぬ程度で関連して。

ただいま、青色申告をだんだんやりふえるように指導するのだと、こういうお話でしたが、御承知のように、これはいろいろ問題があるわけですが、青色申告会というものができまして、今の税が、根本的に全体に税金が高いというところに問題があるのでしようが、その特典をみんななるべく利用して、それで軽減を受けた。今、主税局長さんは、軽減のためにこういう制度を作ったんじゃない。——それはよくわかるのです、私は。しかし、税金が何ととってもまだ、局長さんも御存じのように、高いわけでは、それで、全体として生活費に食い込んでおるような実態だと思っております。税金がね、高いから、それをやはり利用してやると、ところが、実際の税務行政を見ますと、いつごろからか知りませんが、なるべく青色を逆に少なくするようになり、あまり積極的に青色申告を指導しないように、消極的になったというのですか、そういうふうな転換したように、税務行政の面で見えるわけなんです。ただいまの局長さんのお話とちよっと実際の税務行政と違っております。現実においては、それに、全体としてあれでしょう、ことに所得税は戦後において非常に人数が多くなりました。それから、徴税の費用も多くなりました。それから、徴税の費用も多くなりました。だんだん所得税の方は減らして、それで間接税の方に移行しようという大きなかまえておられるように見受けられるのですけれども、どうもそういう点から、先ほど主税局長さんがお話しになったことと実際逆になっておるの

すよ。なるべく青色を指導しないように税務行政の方ではなっております。食の違つておるように思いますが、もしそういうふうな指導されるならば、もっと親切に、そういう特典があるならば、もっともって積極的に指導をしなければならぬと思つております。今のお話のように、ほんとうなら、実際なら一〇〇%に近い程度にまで指導していかねばならないわけですから、それ、お話をやらないわけでは、それはどういふことになっておるのか。

○政府委員(原純夫君) 私、先ほど申し上げました際に、伸ばしたい気持は持つて努力をいたしております。しかしながら、この制度は特典があるから、その特典を受けたというところで、政治的に青色を認める認めるといふ角度が今まで相当強かった。しかし、それはこの制度の本来的形ではない、やはり課税の対象になります所得というものが正確に計算され、申告されるから、そこを見失つてはならないと思つて、それはつまり、言うてみますれば、今までの青色の実際の人たちの実態というものが、そういう意味で、青色申告の本旨に十分沿っていないというふうな感覚がなきにしもあらずだといふことを含んで申し上げたわけでは、やはり遠慮なく本旨に合うようなところをお願いしなければいけないじゃないかというふうに考えておる。従つて、先ほど申し上げました言葉

は、大いに伸ばしたいけれども、やはり青色の実態をここで固めながら伸ばすというためには、相当時間はかかるという含意を持って申し上げたつもりであります。表現が足らなかつたら、大へん失礼であります。そういうことでございまして、ただ、現在やっていることは押えようとしているという御了承はいただきたいと思います。

○木村禮八郎君 まあ成瀬君の御質問がありますから、簡単に申し上げますが、まだ、この税務行政の面におきまして、実際納税者がいろいろ特典があるのには知らないという人がずいぶんあるのです。それで、ですから、この青色申告をすれば、そういう特典があるというのを、もっと積極的に一般の人に知らしめる努力をする必要があると思つております。それで、税金が高いといふことも、税法を変えなければ税金が安くなるという考でなく、今の税務行政の面でも、ずいぶん、いろいろこまかく検討すれば、軽減される余地があるのですけれども、そういうことについては知らない人も、ずいぶんあるのです。ですから、もっと親切にこれは指導する必要がありますと思つて、そういう点はね。

ところが、実際問題として、たとえば減税をする、そうすると税収が減りますから、どうしても徴税の面できつくなる傾向があると思つて、それとか、たとえばこの捕捉率をきつめるとか、そういう点、まあこれはまたほかの機会に御質問したいと思つて、それが、そういう点は十分やはり留意されたいと思つております。現実の問題とし

て、実際は先ほどお話しになつたことと逆になつておりますから、実際の税務行政の面をもっと少し検討してみたいと思つておるのです。局長さんが言つておられる方向に行つていなく、むしろそれと逆です。なるべく青色申告を排除する方向に行つていくことは、これはもうだれだつて知つておるのです。青色申告会とか、そういうものがございまして、そういうところと税務署と折衝する過程でも、はつきりわかっているのですから、実際は主税局長さんの言われたことと逆なんでありまして、また御調査されて御答弁されてけっこうなんでございませぬ。

○政府委員(原純夫君) いろいろ御注意、ありがとうございます。私も課税、税の執行にあつては、何と申しますか、ただいま御注意のあるような、納税者に利益のことは教えないというふうなことではいけませんし、また、減税したからよけい取るというふうな気持でもいけません。十分気を付けて参りたいと思つておる。

ただ、一言申し上げておきたいと思つておる。残念ながら、日本の所得税、特に申告納税の所得税、それから法人税におきまして、課税の基礎が適正に申告され、また調査においても適正に十分やるかどうかという点についても、世上相当心配の目をもつて見られておる。私どももそこを決して十分な点数をとつておると思つておる。その努力の一つの手だてが青色申告制度であるわけでありまして、また、ただいまお話しした減税、税制の合理化というものも、大きな一つ

の手だてであるというふうに考えております。おっしゃる通り、減税の場合に、減税したからよけい取るという気持ではないのでありますけれども、税負担が合理的になれば、今まで十分正確に出せなかった納税者も出していただけるだろうという気持は、私ども強く持ち、それを大きな、そういう十分な、従ってバランスのとれない申告の出るような事態を直したいという気持で、税制改正の際にそういう気持を相当大きな柱としております。御注意の段は重々気を付けておきます。今後改善をはかって参りたいと思

います。
○成瀬治君 所得税の關係で、災害減免のことについて、ちょっとお尋ねしたいわけですが、今度の災害の際に、今まで現行法があるじゃないか、だから特に立法する必要はない、しかし、まあこれを十分活用するようというふうな通達ですか、あるいは活用をせよというふうな通達が出されておるやに承っておりますが、実際はどういうような指導をされたものか。

○政府委員(原純夫君) 災害がありました場合に、それによって損を受けたという個人の所得税の納税義務について配慮いたしますためには、所得税法で雑損控除という制度がありまして、たなおろし資産以外の資産について受けた損を所得から控除する。控除し切れなければ、三年間繰り越せるという制度がございます。この春、今年からたなおろしの損につきまして、これを三年間繰り越せるということにいたしてございます。そのほか災害減免法というこれは略称ですが、そういうもの

のがあります。それでは、所得のその大きくなるといふような正確に損害額は、雑損控除というふうな正確に損害額を判定してやるというのでなくて、大体のところ、住宅または家財の半分以上に損害があったという場合には、所得の階層に応じて納税義務を全免し、半減し、あるいは四分の一減らすというふうな制度を設けております。なお、この法律は、そのほかに、申告期限の延長、また徴収の猶予というふうな、災害後の当面の対策も講ずるようになっております。従いまして、今回の台風、またそれ以外でもそうです。関係のあるところに、国税庁から、これらの法律の適用について十分役所側として備えをして、周知徹底をはかり、また災害減免法によります、そういう一括して費目の範囲に全免あるいは半減というふうな措置をとります場合には、相当税務署も人手を要してやらなければならぬ。そういうふうなところ、配慮をいたしておるわけでありまして、個々の場合について、それらの法律を、何といひますか、注意して、十分活用するようにという意味での通達が出ておる次第であります。

○成瀬治君 これは議論をするの大へん長いことになるし、またこの法律とも離れるかとも考えますから、あまり議論めいたことはやめたいと思ひますが、当然、損害の住宅とかあるいは家財というものは時価だと思ひますけれども、それにしても、半額以上でなければ災害減免の措置がとれない。しかも、それは五十万円以下で、税が全免されるというのですから、正確に引

き直してみれば、個人の場合でいえば、わずかなお金にしかならないし、五十万円から八十万円までは五〇%、税額の半分。八十万円から百二十万円では四分の一というふうなもので、非常にわずかではないかと思ひます。しかも、その年限り。あるいは、そういうことなく、雑損控除の方でやればよいのじゃないか、こう言われるかもしれないけれども、それにいたしましても、損害額の合計の割をこえたものが所得から控除されるというのですから、まあわずかなことしかないと思ひます。あなたの方としては、そういう災害等があつて、税にしろ寄せされは困るという考え方もあるかもしれないと思ひます。そういうものは、税の方面でやつたらいいのじゃないかと

言われるかもしれないけれども、被害を受けた側に立てば、やはり税というものについて、何か一考慮が払われてしかるべきじゃないかという気持がするのには当然だと思ひます。これがいいことか悪いことかということになると、これを修正せよということになると思ひますが、一つこの災害を契機として、どのくらい一体適用されて、相当の額にはなると思ひます。それが、相当の額にはなると思ひます。そうして平均すれば非常にならぬかという結果は税で見ているかと思ひます。従つて、その結論を一つ御調査をお願いいたします。そして検討を加えていただきたい。もう一度これは検討して、私は通常国会に修正の案をあなたの方からお出しになるのがしかるべきじゃないかという意見を持っているわけですが、

ですから、そういうことに対して御所見を伺ひまして、私の質問を終わらうと思ひます。

○政府委員(原純夫君) ただいまのお尋ねは、災害減免法によります税の軽減を受ける条件が、住宅または家財の半分以上を占めたというふうなことがあるということが一つ、雑損控除等所得税法で本法で手当てをしておりますことが、どうも所得から控除するということだけではどうかというふうなお話であります。もちろん、こういう困る方というのは、税の面では、困るからこれに補助を与えるというものが、かなりでなくて、困つて担税力が少なくなるから、その少なくなったのに応じて税負担は減るといふのが、税法での建前であると思ひます。ところが、そういうものとして雑損控除、あるいはこの春の通常国会でお願いいたしました、白色のたなおろし資産の繰り越し損というふうな問題と災害減免法の規定とどういふふうな調和させていくかという点は、一応検討問題であります。私どもも再検討をいたしておるところで、今後これを続けて参りたいと思ひます。

ただ、その際、やはり所得から控除する以上のことではできない。所得で控除し切れない分はたとえばお金で返すということは、まあ、例の損失の繰り戻しという例がありますが、まあ、そういう問題としておっしゃつたのであれば、それは一つの検討事項であらうと思ひますが、実は雑損の規定と災害減免法の規定は、やはり雑損の規定と異なるのは、かなり納税者の実態にこたえるようになっておると思ひます。これを中心にして災害減免法の規

定を何らか調整するというふうなことがいいのではないかといいような議論が、かなり部内にあるわけですが、災害減免法の方は非常に大きければ、半分以上被害があつた場合には、階層に応じてこうというふうなありまして、お話の通り、人によって厚薄が異なります。実際には、やはり雑損のようなきちんとした制度でやる方がいいのではないかと議論が相当強いのでございます。五割を三割にしたらどうだというふうな御議論も、衆議院の御審議のときにいたしましたので、すけれども、これは災害減免法の規定というものはきちんとしてやるなら、雑損という制度がある。しかし、大災害で軒並みやられてしまつておる。納税者の方も一々それを計算してという気分にならぬ。もう全部負けるか、半分か四分の一かというふうな荒っぽいやり方でもいいというときに適用するものとして、この災害減免法があるわけでありまして、この災害減免法があるわけでありまして、やはり大体そのクラスの納税者の持つております財産というものが、なかなかむずかしい問題ですが、国富調査で家計階級別財産の調べというふうなものがございまして、そういうふうなものから見まして、大体このクラスの人は財産をどの程度の範囲で持つておるだろう。とすれば、まあ大体どの程度のところがよろしかろうかというのを考えて、五割ということを前提にして、この五十万、八十万、百二十万というのを見ておるわけですが、

先般も、最近の予算にらみ合わせまして、そういう基礎で五十万、八十万、百二十万というふうな置きかえたわけですが、そういうことがござい

で、若干のごぼごのあることはお話の通りでございますが、そういう趣旨でできており、なお検討は続けたいという趣旨を申し上げたいと思つておられますが、この際、一つ関連して伺いをしておきたいと思つておられます。

目下、問題になっております農業法人に關してでございますが、特に災害などの問題に際した農家は、一そうこの農業法人の制度確立の意見が強く出ておるわけですね。先般、愛知、三重、岐阜三県の日本農民組合の農民代表者會議に参りましたところ、特にこの地には温床栽培をやっておる諸君が相当多いのでございまして、その諸君からも農業法人に対する現況についていろいろ聞かれたのでございまして。目下、当局としては農業法人に關しては、いろいろと説が出ておるのでございまして、どういふふうに一体政府並びに大蔵当局は考へておられるのですか。

○政府委員(原純夫君) 農業法人の問題につきましても、非常に大きな問題として、国会におきましてもたびたび御審議がございました。政府部内におきましても、いろいろ国会その他各方面の意見も伺い、いろいろ検討いたしました結果、この春の通常国会の会期中でございまして、政府部内関係部局と相談いたしました。農業法人に対する課税上の取り扱いをどうするかという事を決定いたしておられます。その趣旨は、この農業におきましても法人の設立という事は当然あり得ることであり、法人ができた。この法人が正当にできた以上は、法人税を課するというのが建前である。しかしながら、

農業法人というものの中にも、きわめて個人的な農業法人がある。一家一人というものでございまして。そうして、その場合には、と申しますか、農地の所有権ないし使用権というふうなものにつかまされて、農地法上の制約もつけておるといふようなことで、いかにもこれは実質は個人ではないかというふうにも見られる場合が相当ございまして。そういうような場合には、所得税法の規定に従って、個人である実質所得者に課税をすることによって、たゞ第一線の事務を整えておる状況でございまして。

○野澤勝君 法人税法の一部改正、本改正法案は、罹災者大衆のために考へておる改正法でございますから、もちろん、これは賛成にやぶさかではないのです。ただ、商人の方々の、青色申告関係の方々に對して心配しておるのとはわかるけれども、ここでは大体たなのおろし資産を対象にしておるようになっておりますから、商工業者関係の改正立法です。農民はいつも恩恵からはずされておるような気がする。この際、一般災害救助法や、その他今回できた諸立法の数々の中には、農民政策が考へられておるが、その立法もほんの僅少の利益を認めておられるだけだ。これで、今、原さんの御説明は何だか行ったり来たりで、答弁がうま過ぎて、さっぱり私みたいな専門的能力のない者にはわからない。一般農村の問題になつておるから、農民も一般人も對等の位置に法の恩恵に浴させるようにしたらどうか。現在どんな反省が行なわれておるのですか、それを一

つお聞きしたいと思つておる。ただ問題になつておるといふだけでなくて。○政府委員(原純夫君) 今回お願いいたしておりますこの法律案は、白色の法人でも災害による損を繰り越してできるようにいたしたいというのでありますが、災害によるたなのおろし損の繰り越しにつきましては、実は農民が一番先に利益を受ける形をとつたんです。この上では、前回の通常国会で、所得税の上で白色申告者は損が出ておるのを、主として農民の災害被害というふうな場合には、農民は青色申告が少ないし、災害によつて作物がやられる場合には、繰り越せないのはいかにも各各方面でございまして、その声に従ひまして、先般の通常国会で白色でも繰り越せるという制度を置いたのです。ですから、農民が一番先にその利益を受けたのです。

で、まあその場合になぜ法人をやらなかつたか。大体今までの自然災害では、町部がよけいやられるということも少なくなつた。大体やられるのが農村部が多かつたということ、まずこちらを手当をした。今回の十五号——伊勢湾台風で中京地域の市街部が特にやられたというので、まあこの前の通常国会に手当をしておくべきだといった御議論もありまして、おくればせであります。追つかけて市街地の中小企業——個人はもうできておるわけですから、法人についても認めようというわけで、私も農業について決してこれをあとにするというふうな気持は毛頭ございません。

○野澤勝君 原さん、本改正法案は便宜法でしてね、まあ捕捉の仕方でも宜しなるわけですね。あなたがおっしゃる通り、確かに白色申告に對して便宜を与えたというが、税の捕捉の建前からいへば、何というても、青色申告を強要しておるんですからね。今度は災害者からの減税措置の強い声もあるから、この方々にもこたえなければならぬというので、白色申告に對しても相当重要視するということになつたらしいのですけれども、それがざつぱくとしておいて、どうも解釈できる。そういうふうなわけですね、便宜をはかつたといへばはかつたように、またごまかそうと思へばまたできるということもなる。ですから、もつとはつきりした筋を立てる一つの立法が必要じゃないか。先ほど原氏自身がおっしゃるごとく、ほかの人民に

は法人格を認め、百姓に對しては法人格を認めることができない。——おかしな話じゃないですか。これは封建制じゃないですか。私は、そういうところろに人民の怒りと理解に苦しむところがあるのじゃないかと思つて。賢明な原局長の所見があまりいいでわからぬのですが、現在そういう気持ちにこたえてやろうとするのか。ただ研究しておるといふだけじゃなくて、通常国会には一つ提案しようという意思を持つておるかどうか、その点、はっきりお伺いしておきます。

○政府委員(原純夫君) なかなかむづかしい問題でありまして、それを農地法、つまり農業系統の法律の方で何か手を打つか、あるいは税法で手を打つか。税法で農地の問題をどうするといふわけにいかぬだろうと思つておる。要するに、個人的な事業が法人になつた場合の扱い方をどういふふうにするかという問題として、税法は考へていくことになりまして、その面をどうするかというのが税制上の大きな問題としてあるわけですね。これは、たゞいま設置いたしております税制調査会においても御検討願うということ、寄り寄り準備を進めておられます。ただ、税制としては相当むづかしいデリケートな分野に属するものであります。私として、今度の通常国会にお願ひできるという見込みは非常に考へておられないかというふうな考へておられます。しかし、大問題でありまして、一日も早く結論を得るように検討したいというふうな考へておられます。

○野澤勝君 それでは、私は、強い希望を述べて、この点に對する質問を打ち切りたいと思つておられます。局長、御承知

は法人格を認め、百姓に對しては法人格を認めることができない。——おかしな話じゃないですか。これは封建制じゃないですか。私は、そういうところろに人民の怒りと理解に苦しむところがあるのじゃないかと思つて。賢明な原局長の所見があまりいいでわからぬのですが、現在そういう気持ちにこたえてやろうとするのか。ただ研究しておるといふだけじゃなくて、通常国会には一つ提案しようという意思を持つておるかどうか、その点、はっきりお伺いしておきます。

○政府委員(原純夫君) なかなかむづかしい問題でありまして、それを農地法、つまり農業系統の法律の方で何か手を打つか、あるいは税法で手を打つか。税法で農地の問題をどうするといふわけにいかぬだろうと思つておる。要するに、個人的な事業が法人になつた場合の扱い方をどういふふうにするかという問題として、税法は考へていくことになりまして、その面をどうするかというのが税制上の大きな問題としてあるわけですね。これは、たゞいま設置いたしております税制調査会においても御検討願うということ、寄り寄り準備を進めておられます。ただ、税制としては相当むづかしいデリケートな分野に属するものであります。私として、今度の通常国会にお願ひできるという見込みは非常に考へておられないかというふうな考へておられます。しかし、大問題でありまして、一日も早く結論を得るように検討したいというふうな考へておられます。

○野澤勝君 それでは、私は、強い希望を述べて、この点に對する質問を打ち切りたいと思つておられます。局長、御承知

のごとく、農地問題で農業法人が難関に直面したということを開いておるのですが、実際心外にたえないのです。市街地住宅の問題などについては、農地法もたやすく改正される。こういうことは自由なんだね。そうして農民が有利になることに對して改正したらという、ああでもない、こうでもない、わけのわからない意見を引っぱり出してきて、そうして煙幕を張ってしまふんだね。こうなると、人民はさっぱりわからぬのだ。そういう点を、ここに賢明な塩崎課長もおられるし、主税局長ももちろんおられますけれども、一つ私の意のあるところを十分御了承願って、あらゆる角度から検討されて、人民がなるほどこれなら出したし方ないという政策を当局から打ち出してもらいたい。私も、農業法人を作るにあたりまして、農村にそういう制度ができる、法人外の農民と農業法人の農民との間に、ここにも制度上不公平のおもしろくないことが出てくると思う。ですから、大体、私の農業法人を作れという考えの骨子になるものは、あまねく人民が法律の平等の恩恵に浴するという気持なんです。その気持で私は意見を出しておる。そこで、農業法人になった農民だけが有利で、ほかの農民が不利になるというようなことになってはいかぬので、その点は一十分考えていただきたいという点なんです。

さらに、今申し上げましたように、農民に対する政策及び運営のやり方に割り切れない気持を持っておるのでございますから、こういう点について、法律は公平であることを示してほしい。至急この農業法人の問題も、検討

だけしていくのでなくて、具体化してどうか。各方面とも共通しておるようには私は思ふのであります。さような意見を述べた私の質問を終わります。

○委員長(加藤正人君) これは災害立法でありますから、ほかに御質問がなければいかがでしょうか。

〔速記中止〕

○委員長(加藤正人君) 速記を始めて下さい。

別に御発言もなければ、これで質疑は打ち切ったものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(加藤正人君) 御異議ないと認めます。

これより討論に入ります。御意見のある方は、賛否を明らかにしてお述べを願います。――別に御発言もなければ、これにも討論は終結したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(加藤正人君) 御異議ないと認めます。これより採決に入ります。法人税法の一部を改正する法律案を問題に供します。本案を原案通り可決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○委員長(加藤正人君) 全会一致でございます。よって本案は、全会一致でございまして、原案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお、諸般の手續につきましても、慣例によりまして、これを委員長に御一任を願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(加藤正人君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(加藤正人君) 次に、専売事業等に関する件を議題といたします。

○野溝勝君 この際、専売局にお伺いいたします。

これは昨年も本委員会において問題になって、すでに各委員の方は御承知だと思ふのでございまして、昨年の十月の八日に四国高松地区を中心に、塩害被害の問題で大騒ぎになりました。特に私、平林副委員長が、これは自発的でございまして、事の程やかなりざる事態をまず考えまして、一応調査をして参ったのでございまして、その内容はすでに御承知のことと思ひますが、最近、塩田方式というものが流下式枝架架になったわけでありまして、流下式方式をとるに至りましてから、農民の経営に及ぼす被害が非常に多くなった。特に、この流下式方式は風速五メートル以上の場合には塩害を起すからというわけで、専売局は中止の方針をとっておるわけですが、にもかからず、昨年におきましては、高松市下笠居地区生島塩田を初めとして、そして、各地区に被害が起こって、それがために塩霧で家の戸板やトタン屋根、また庭木、柑橘――あそこはミカンの産地です。その他農作物がいたんでしまつて、ほとんど枯れ葉のごとくなつておつたのです。農民は、全くこれは一年だけの被害でなくて、次の年にも影響するというようなことで、非常に憤激をもちまして、この対策に当局に対して要請運動を起こした。それ

で、高松地区における田村局長を初め塩田部長その他それぞれの幹部の諸君に、私も会見をいたしまして、この処置を早くするようにということを強く要請した。しかるに、そのときに、当局は、われわれと協力して、至急業者の方にもさような被害を及ぼさないような処置をとることに努力するということが、それからいよいよは、被害に對する補償料といひますか、補償金を出す、この二つを大体決定したわけですが、ところが、今日に至るも、今もって話がかんないというのです。

そこで、またまた先般、私、四国に参りましたところ――ちょうど私は一月の二十三日に参つたのです。その前に、坂出大屋富地区の農民がまた騒ぎ出して、約二、三百名が塩田組合の本部室に押しかけて大騒ぎを演じて、話が塩業組合の間でつかない。そこで、最後に、坂出地区の小島支局長が参りまして、それで組合と被害者との間に話をつけるように努力するから、二十四日まで待てということになつておつたのでございまして、昨日また地元からの通信によると、今もって解決しない。私は帰つてくると同時に、これらの問題を合せて、本局の塩田部長にこのことを申し上げ、早く解決するように伝えたいのでございまして、いまだ解決しておらぬようでありまして、この際一つ、石田副総裁なり、あるいは塩田部長なりから、その間の経過を承りたいと存じます。

○説明員(小林重君) 塩害につきましましては、だいたい前からいろいろ御心配をかけておりますが、御承知かと思ひますが、ただいま野溝先生のおっしゃつた

ように、製塩方式が流下式枝架架方式に変わりました。自來三十二年ごろになりまして全国的な問題になつたわけでありまして、その際、これはいかぬというので、逐次お互いに話し合つて、どちらも地元の産業であるからというので、地元でそれぞれ話し合つて、全国的な相当大きな問題でございまして、一応全部それぞれの地区で解決をいたしておるのであります。ただいま野溝先生のおっしゃつたように、香川県の生島地区――下笠居村と申しますか、塩業氏の言葉では生島地区といつておりますが、その生島地区だけがその問題がずっとさぶつて参りまして、われわれとしまして、もういふようなことではどちらの事業もうまくいかない、両者話し合つて円満に解決するようにということ強く現地に申して参りました。

現地でも、われわれの意のあるところをくみまして、たとえば飛沫が散るのを防ぐネットを施設するとか、また塩田の端の、風が吹く方向にそれを防ぐための垣を作るとかいうようなこともいたしております。それから、風速計を置きまして、ある程度の風速があつたらその枝架架の操作をとめるといふようなこともいたしておるようでございますが、何分、生島地区だけが、どちらも言ひ分があるようでありまして、解決しませんが、私、先月の末に現地に参りまして、そのことを現地でもよく言つて参つたのであります。そのうちにも生島地区の方だけ私のところへ、生島地区のいわゆる被害をこう言つておられるという方、また生島地区の塩業者が参りまして、お互い話し合いを進めるようにお願いしま

して、また、現地としても十分措置をするようにということで、帰って参りました。

ところが、先般帰って参りまして、ただいま野澤先生がおっしゃったように、先生からお電話がありました。同時にまた、高松地方局からもお電話があったのでありますが、ただいまおっしゃった坂出の大屋富と申しますか、大屋富地区でそういう問題が突如として起こってきたというお話がございました。それで、至急問題をお互いによく話し合つて解決するように申してやりました。

けさほど、私が出てくるときに、生島の南原専務が見えまして、生島地区は先般、中に立つ人があつて、解決いたしました。同時に高松地方局からも電話がありまして、生島地区は解決しておるという……。

○野澤勝君 いつです、その南原専務の話は。

○説明員(小林章君) けさです。けさほど、私が出てくる直前に、南原専務が見えまして、解決しましたから御安心下さい。同時に、高松地方局に連絡いたしましたので、同じように、解決したということ、一方、ただいまお話のありました大屋富の方は、現在地元の名前を聞くのを忘れましたが、二名の方が中に入って仲介の労をとっていただいております、こういう状態でございます。

○野澤勝君 それはまことにけっこうなニュースでございますが、その生島地区並びに大屋富地区の解決の内容も、それじゃ耳に入つたことだと思つて、この際一つ御発表願ひいたします。

○説明員(小林章君) ただ聞いてきた

だけでありませんが、生島地区は、南原専務の話では、十万円出すことによつて一応解決いたします。大屋富地区の方は、ただいま申し上げましたように、現地仲介の労を仲介者にとつてもらつておる段階で、まだ決しておりません。

○野澤勝君 それは私としては了承に苦しむんでして、大屋富地区の方では百五十万円を補償料として要求しておるし、すでにこの生島地区の方でも、それに近いだけのものを要求しておるわけなんです。それと、あとは完全施設、さもなくば撤去を要求しておるわけなんです。ですから、そのこと

に對しましては、私はまだ今あなたの言われたことに合点ないし納得はできません。さらに、被害者側からの要求については、もう小林君も了承しておるわけですか。そんな十万くらいで片がつくか片がつかないかということ、おわかりだと思つたのです。だから、部長はそんなばかにしたような意見を真実に受け入れて答えるということになると、私は義憤を感じるんだ。あな

た、昨年来の生島地区の塩害被害を、そんなことで要求の解決がつくと思つておるのですか。いま一度答えなさい。

○説明員(小林章君) この問題は非常に前から議論されておりますが、複雑な問題でありまして、一体どれだけの塩のあぶりが、飛んだのか、それがどういふふうな被害があつたか、それによつてどういふ被害があつたか、その点は非常に判定がむずかしいということ、常に話し合ひで解決されてきた問題でありますので、私、現在そういうことを話し合ひで片がついたという

ことを聞いて参りましたので、おそろく片がついたんではなからうか、かように考えておるわけでありませう。

○野澤勝君 その問題については、では、また後日に私はあれするとして、とにかく、小林塩田部長、これは静かにあなたに考えて、一つその処理を誤らぬようにして下さい。

私は、これを副総裁にまた一つお伺いしようと思つた。というのは、今私が申したように、災害補償として、被害補償としては幾ら、その他の設備としては、むしろこの際やめてもらいたいという意見が強いんです。また、目下当局でも問題になつておるのは、不良塩田といひますが、そういうものに對して整理をするという方針を立てておるのでございませうが、この不良塩田とはどういふものか。こういうふうな農民から非常な不満を買ひ、非難を受けておるような塩田に對して、設備をしると言つても、設備をしない。そうして依然として對立の状態にあるというふうな場所は、これは優良塩田でございませうか。

○説明員(小林章君) 現在進行中の塩業整備でありませうが、非能率塩田、非能率なものがやめていって、能率がよいものが残るといふことになつておりますが、その非能率が非能率でないか、それはやめていくという方針にございませう。これはもう大体そのまゝ受取するものであります。残るといふ企業につきましても、合理化計画書というものを公社に、これは法律に基づきまして出していたら、それを法律に基づいて作られております。臨時塩業整備審議会というものにかかけまして、その審議会の判定を受けるわけ

であります。その際に、そういう人様に損害をかけるおそれがあるというふうなところにつきましても、特に念を入れて、そういう装置がされてあるかどうか、特にまた、もし損害を与えるようなことがありますと、当然それだけの損害賠償というふうな不時の支出があるわけでありませう。また、損害を与えないようにすれば、それだけ作業も落ちるといふような点を、その判定の中に入れていただいて、それで能率のいい企業か、いわゆる合理化されていく健全企業か健全企業でないかということをお判定願ひするようにいたしております。

○説明員(石田吉男君) 不良塩田の整理といひますが、現在やっております塩業の整備は、結局、生産コストの高ところから塩田をやめてもらいたいというのを中心でございませう。従いまして、ただいま小林部長から申し上げましたように、自分のところが、はたして今後塩業として成り立つていけるような塩田であるかどうかということ、一定の基準がございませうが、その基準に照らして自分で自主的な判断をして、廃止するなり残存するなりの意向をきめていく。廃止する場合については問題がございませうが、残存したという場合には、臨時塩業整備審議会といふのがございまして、そこに、ただいまお話の出ました企業合理化計画書といふものが出て参ります。その合理化計画書の内容を審議会で審査いたしまして、これで将来とも企業として成り立ち得る塩田だといふ場合には、それが残るといふことになつております。

その場合に、ただいまの塩害の問題

でございませうが、ただいま小林部長からお話し申し上げたと同じことなるのでありますけれども、そういう塩害については必ず当事者同士の間で、ある程度の補償をするとか、あるいはそのために何らかの施設をするとかいふ経費がわかるわけでありませう。そういうことも合理化計画書の中に織り込んで、残存し得るようなコストが出るかどうかということを検討するといふ建前にいたしておりますので、お話のように、今後残る塩業につきましても、やはり十分にそういう塩害問題のこと

も考慮に入れて、残るか残らないかという判断をするということにいたしております。

○野澤勝君 一つ、その場その場で便宜的な答弁でなくて、私どもも、こんなことを二年間も通じて申し上げることは、ほんとうにいやなことなんです。こんなことを言いたくないんです。副総裁、なぜ、こう言わざるを得ないかといふと、私の気持ちにもなつてもらいたいです。被害者の気持ちにもなつてもらいたいです。そこで、われわれも、能率が向上するとか、あるいは生産コストの高いものを中心に考えます。これは反対するものじゃないんです。しかし、生産コストを低くするには、百姓はどうなつてもいいかということなんです。

そこで、副総裁並びに小林部長の話によると、そういうことも考えて今度は審議会に一つ諮つて善処するつもりだ、こういうんでありますが、それだけでなく、すでに塩専売法の第十條には、「公社は、製造者に対し、塩又はかん水の製造方法、貯蔵場所又は貯蔵方法についてあらかじめ公社の定めた

る標準に従うように指示することができるといふことになっております。さらに、この項によれば、流下式枝条架式製塩に対して、塩害の起こらないようにいろいろと公社が指示をしておるわけでございます。それを今日行なわれておられます。これは、「公社は、製造者が左の各号の一に該当するときは、製造の許可を取り消すことができ」とあつて、こんなものを審議会などに意見を聞かなくとも、当然法文にちゃんとあるじゃないですか。これは専売法という法律です。れっきとして、こうあるんです。こういう法律に基づいて公社が指示した事項に従わぬ。それで今日二年間もずらしておる。

さらに、今質問をするというとき、専売公社副総裁並びに塩務部長は、十数万円で話がついたと言つて、それで、皮肉のようでございますが、私はあなたがたの常識を疑ふね、失礼でございますが、これだけ大騒ぎな問題を十数万円で片づけて、当局が真に受けておられるとするならば、私は悪口を言いたくないけれども、ちょっとおかしきやないですか。これは、子供の悪さじゃないか、間違いではないか、おかしきやないか、なぜださないのか、また、こんなことではないかというなら、これだけ、二年間にわたつて大騒ぎが継続されておるものじゃないかと思つて、その場をお茶を濁すということでもなく、かようなことを再三忠告しても聞かぬ場合には、断固処断する決意を当局は表明してもらわなければ、質問の答えにならないじゃないですか。当然

法律にもあれば、今度の合理化の方針にもちゃんとそれがあつたというのでございませうから、かようなものが解決しない場合においては、もう最後のきめ手をつつこの際立法府のわれわれにもはつきりしていただかぬということ、われわれ政治家としてまことに困るのでございませう。右の点についてはつきりした御意見を伺うまでは、ちょっと質問をやめるわけにはいきませうから、お答え願ひいたします。

○説明員(小林君) たいだいまの御質問、十数万円で解決したというのは子供だましたというお話でございますが、これは先ほど申しますように、私、ただいま国会に出てくる時に南原専務が見えまして、そういう話があつたので、私、当然念を押しました。彼は、私の名前も言つてもらつてけつこうですというのでございませうので、申し上げたので、それ以上ここでおかしきやないかと言われても、ちょっと私もその点答弁に困るのであります。

それから、なお、専売法に取り消し規定があるじゃないかというたゞいまのお話でございますが、十条のこの条文は、当然われわれといたしましては、この解釈は、専売取り締まりとか、また塩品質防止とかというふうな、専売行政上の必要範囲に限つてこれを発令すべきものでありまして、たゞいまのお話のようなさういふ問題については、この規定はそこまで広げるのは行き過ぎであるというように解釈いたしてありますので、従来、公社がいろいろ塩業者に、あせい、こうせいと言つておりますのは、これは当然事実上の、法律に基づかない事実上の指導をいたしてあります。これは当然のこと

でありまして、人さまに迷惑かけるなよ、そういうことをすると、一方自分も損するのだからという、事実上の指導といふことが、勸奨といふことか、そういうことをいたしてあります。このこと、あまりにも行き過ぎた法律の解釈だ、かように考へております。

○平林剛君 ちよつと関連してお尋ねしますが、生島塩田に対する解決について、私もこれは大へん関心を持つておるのであります。昨年来から、この問題について、専売公社として法律改正の検討や根本的解決を要望して参りましただけに、お話のように、十数万円の補償金を出すということと解決したというの、これはもうほんとうに常識で信ぜられないのであります。そこで、今小林塩務部長のお話は、単に南原専務の話をわれわれに紹介なさつたのか、けさ出がけにこういう話が南原専務の方からありましたという紹介をなさつたのか、それとも、あなたはやはりこの問題について直接参与せられ、いろいろ事情もおわりのことでもありますが、専売公社の塩務部長としても総合的に判断をして、これで解決したものであると国会に対して御報告になつた言葉なのか、私はそれをはつきりさしておいていただきたいのです。後日現地から話があつて、いやそれは違うのだというふうなことがあつたり、これは一時的な問題で、本質的なことはなお話を続けていふといふことなどがあれば、あなたの答えいかによつては国会に早まつた報告をなされたことになるわけですから、その点は私も大へん疑問に思つし、あなたの御答弁の真意がどこにあるか理解

できませんので、この点をつつ明らかにしていただきたい。

○説明員(小林君) たいだいまの御質問の御趣旨は、一時的に解決したのか、または根本的に解決したのかといふことかと思ひますが、その点につきましては、当然私も若干疑義を感じております。一時的に解決したのか、またはほんとうにそれでも問題がなくなつたかといふ点につきましては、なお現地に問い合わせる必要もあろうかと、かように考へております。

○平林剛君 それでは、きょうの大蔵委員会に対するお答えは、これは南原専務の話を紹介したというふうに私は理解しておきたいのですが、それでは、よろしいですか。

○説明員(小林君) その通りです。なお、地方局にも問い合わせましたので、この点は電話でありましたので、それで、一時的なのか根本的に解決をしたのかといふ点に疑義があると申し上げたのであります。なおその点は、必要があれば、念を入れて問い合わせてみたい、かように思つております。

○野濤勝君 私は、小林君、議員なるがゆえに行き過ぎた言葉を使うのじゃない。この重大な問題のときには、当局は答弁なども注意してもらいたいと思つたのです。別に、私は速記録をあらためてまた追及しようといはしたしませんが、きょう南原専務に会つて、生島の方は十数万円で解決しました、専売局に聞いてみてはどうかと思つて、さういふ決定的なことを、あなた自身が疑問に思つておるとは、これはよほど注意してもらわぬ

と、今平林委員の助け舟もたいな質問で、よほどあなたは助かつたが、私も別にこれ以上追及はいたしません。一つこの問題については、十数万を一時金のあれとして、補償金の一部として納めたのか、今後今までの被害に対する防衛処置をどういふように講ずるのか、どういふふうな話し合いをしたかといふふうなことに對して、一つはお願ひしたいと思います。

なお、副総裁からはお答えがないのでございませうが、私の先ほどの質問に對して、はつきりしたお答えを願ひたいと思つたのです。

それから、いま一つ申し上げておきますが、小林塩務部長、あまりこだわつちやいかぬと思つたのです。やはり専売行政といふのは、専売をする上における能率あるいは技術、さういふふうなもののみが私は専売行政じゃないと思つたのです。やはり行政といふものは、消極的ばかりに解釈せずに、積極的にまた解釈しなければならぬ。特に近代の行政官としては、さういふ点を考へぬと、あまりに固定した面のみ考へておるならば、私はこの専売法なんというものは専売技術法でよろしいと思つた。だから、さういふ点で、専売行政といふものをほかの關係者は無視してかかるといふ考へ方から見てごらんなさい、専売法の全文から見ると、ものじゃないのですよ。第十條に、さうでなくとも第十八條にちゃんとさういふ規定してあるじゃないですか。ですから、部分をまずあれする前に、全体の上からやはり見解を述べて、これに部分に対する関連においてはこれこ

れだという説明の仕方なら、わからぬわけでもない。私の質問の意図と少しく食い違つておるようですから、この点一つ、副総裁からお答えを願いたい。

皆さんの方では、誠意を認めて努力する。——ただ努力するといつたつて、二年も引かずつてきちやかなわぬから、もうそろそろここらで委員会でおなじりの答弁でも許されぬから、ここで一つ腹をきめようという気持ちの意思表示をしていただく、こういう点で私は質問しているのです。

○説明員(石田吉男君) この塩専売法第十條の問題につきましては、これはずつと前の国会でもいろいろさういふ御意見がございまして、私の方でもこの法理について十分検討したのであります。ただいま塩専売法から申しましたように、これはたまたまお話しのような塩害問題を扱つか、さういふ規定はございませんで、やはり法意といたしましては、塩の品質とか、あるいは製造の仕方、専売取り締まりの見地というふうなものに関連して、こゝういふ規定があるのでございまして、それを非常に拡張して、とにかく文章でそう読めるからさういふふうに使つたらどうかというふうな御意見にうかがわれますけれども、さういふことはやはり行き過ぎであるといふことで、ずいぶん検討もいたしました。それが無理であるといふことにまあ見解がなつておりますので、なかなかお話しのように参らなないと考えております。

と、人的な関係で、感情的な問題もはさまつておるといふふうな問題もありまして、単に技術的な面からだけではなかなか片づかない場合が多々ございまして、さつきの生島地区の問題につきましても、高松の局が中に入つていろいろ努力もし、常にさういふふうな起つておるところでも、当事者同士で、場合によりますと公社が中に入つておることもございまして、円満に片づいておるところがほとんど大部分で、むしろ現地のいろいろな感情問題がこじれてさういふ問題に発展しておるところが、なかなか片づきにくいのであります。さういふ問題につきましても、もちろん公社といたしましては、できるだけ誠意を尽して努力いたしております。決してここで一時のがれの答弁だけ申し上げているわけはございませんで、やはり利害関係がいろいろ複雑になつておりますので、こちらの方で誠意をもつてやつても、お互い同士が納得できなければ、なかなか片づかないといふふうな問題がこじれて参ります。さういふ問題につきましても、できるだけ私も誠意を尽くしてあつせん。その労をとりながら、片づけるよう努力して参りたいと思つております。

○平林剛君 私は、この問題については、やはり毎年々々繰り返す補償問題だけでは解決つかないのではないだろうか。それから、もう一つは、今日製塩方法の変化によりまして塩害があるという事実、また塩害を予想して何らかの措置を法的にも講じなければならぬといふことを痛感して居るのであります。今お話しのように、塩専売

法には塩害といふことを想定して立法されたのではない、従つて、これについての適用というのが困難であるとすれば、やはり塩害といふ厳然たる事実がある以上、それを頭に入れて、それに対する法的措置を講ずるといふのが、今日専売公社の積極的な解決策、また積極的な態度である、こゝ思ふのであります。それをしなれば、やはりいつまでもこの問題は解決できないといふふうな理解して、かねがねこの点を強く要望しておつたのであります。

そこで、私聞きまされども、それならば、今野講委員が指摘されましたように、公社が第十八條によつて、「左の各号の一に該当するときは、製造の許可を取り消すことができる。」という法律は、現在までどういふときに発動なさつたのか、効力を生じてどういふ行政措置をおとりになつたのか。私はその具体的な例を開きたいのです。もし、かりに、この問題について現在まで該当する事項がないとすれば、むしろ塩害の問題について、公社は積極的にこゝういふことを考へるべきであつて、われわれは、未然に紛争がないためにいろいろの措置を考へて法律化したのであります。それから、さういふ意味では、塩害に対する対策を急速に急ぐ必要があるといふ議論もなつてくるわけですね。私は、この意味で現在まで製造の許可を取り消したような行政的な例があればお示しを願いたい、それを一つお尋ねいたします。

○説明員(小林孝君) この取り消し規定は、専売法そのものにとりましては、いわば非常に極刑と申しますか、非常にきつて一種の刑罰のようなものでありますので、私の記憶して居るところ

では、これまた記憶間違いがあるかも知れませんが、記憶して居るところでは、取り消し規定を発動したことは今まではなかつたように記憶いたしております。

○野瀧勝君 そこで、この問題はいろいろ、なかなか当局の答弁が実にあいまいで、はっきりした答弁がないので、今もお話があつたように、十八條にはさういふことになつておつて、すでに問題が出ておつて、その問題については公社も指示をしてあるわけですね。注意の指示をしてあるわけですか。

○説明員(石田吉男君) 先ほど来申し上げておりますように、さういふむずかしい問題の場合には、公社もできるだけ誠実に解決するように努力をするといふ意味で、指示がしてあるわけはございまして。別に十條に基づいた法律上の指示といふことではございませんで、できるだけさういふ指示をして、塩業者に話をして、その指示を守らせるように努力をするといふことは、これは当然のことだと思つております。

○野瀧勝君 私は、さういふ質問はこれに当然のことだと思つております。それは、きょうは質問はこれに留保する。とにかく承知ならぬといふのは、何のことです。一体、委員会を侮辱するもはなはだしいじゃありませんか。十條ではない。十八條にもちゃんとお示しをされたわけですか。だから、指示をした。指示をしたけれども、なかなか業者の諸君の間にもいろいろ意見があつてまだ解決点に至らぬというなら、わかるのでございまして、指示はこれに基づいた指示ではない。——はかに何の指示をするのですか。根拠

のない指示を行政官がするといふことはできませんか。ある程度法規のよりどころによつて指示をするのが理論であり筋じゃないですか。ただ打ちやくちやに、指示や通達はないよ。そんな子供だましのことを言つたのでは、承知ならぬ。総裁を呼んできたまえ。まじめにこつちはやつて居るので、まじめにあなたの方も答えてもらいたい。指示はさういふわけでした、あなたの方の要請もあつたからやつた。やつたけれども、なかなかそれは思うように徹底しないので、さらにあらためて努力するといふなら、わかるのでございませんで、指示は根拠がなくて、それらの条文に關係がなくてやつたといふのは、何のことですか。

○説明員(小林孝君) ちょっと恐縮ですけれども、私から補足的に申し上げさせていただきます。専売行政をいたします上につきまして、これはさういふお考えもあるかも知れませんが、法律に基づかないで、事実上、機械一つ作るのにもこの方がいいじゃないかと、あの方がいいじゃないかと、(そんなことは注意事項だ)と呼ぶ者あり)先ほど申し上げましたように、さういふことをいたしておりました。先生のおっしゃる十八條に基づいて、先生のおっしゃる法律十條に基づいて、指示するといふことになつておつたわけですが、これはさういふ場合には発動いたさないといふ解釈になつておりますので、従つて、この法律十條に基づいて指示いたしますか、干渉と申しますか、言葉にいろいろありますけれども、さういふこととはいろいろいたしておりますので、その一つとして、さういふ注意と申し

た。先生のおっしゃる法律十條に基づいて、先生のおっしゃる法律十條に基づいて、指示するといふことになつておつたわけですが、これはさういふ場合には発動いたさないといふ解釈になつておりますので、従つて、この法律十條に基づいて指示いたしますか、干渉と申しますか、言葉にいろいろありますけれども、さういふこととはいろいろいたしておりますので、その一つとして、さういふ注意と申し

私は思うのですよ。今のおっしゃっている答弁、あるいは野溝委員、あるいは平林委員に対する答弁を聞いていて、何か業者が金もうけならどんな被害を起こしてもいい、それを制限することは金もうけをやめることになる、被害よりもこちらの方が大切だというように受け取り方になるのですよ。少なくとも公共の福祉を守っていく立場というものの制限というものは、おのずからあると思う。従って、これ以上ここでどうこうするのは、これは野溝さん、だめですよ。それで、次の委員会で私は一つ總裁をお呼び願うことと、通産大臣、あるいは岸総理を一つ呼んでいただいて、ああいうものか、ああいうものでいいものかどうか、これは私は究明せざるを得ない。これは委員長に一つお願いしておきます。

○平林剛君 結局、この問題については、私は専売公社の方で塩害を解決する意思を示すことが必要だ。そのためには法的な欠陥があるから、法律についての検討をして、次回までに公社の考え方をまとめてもらう、それが必要だと思えます。なぜかという、副總裁のように、これは民法によって救済する措置があるのだからというお話を、専売公社は何にもしないという方がごりつばですよ。私は関係ありません、これは民法があるのだから民法でおやりになればいい、法律は専売公社はそこまでやる必要がないのだというところであれば、これは私に関係ありませんからと突っぱねているのがりつばですよ。しかし、今日、塩専売法という法律があって、それぞれ関係の条項がある。これに塩害を含めるとい

は、現在の情勢から見ても当然でな

きやならぬと思う。だから、その塩害に対する措置が欠けているとすれば、それをやるべきです。それを、この間の生島や今度の地域に対する指示というものはこの第十条によらない指示だ、こう言われなければいけません。この十条によらない指示というものは現在の法律の中にはないのですよ。それは専売公社の拡大解釈です。

この間も、委員長初め各委員も御承知のように、酒団法に関する問題を議論をしまして、酒の値くずれなどという法律が当初の政府案であった。ところが、いや、それより前に大蔵大臣の勅告というものを認めてやろうではないかという修正案がございまして、これはまた法律の権限に基づく勅告というものが生まれて、そうしてみんなが納得をして成立した経緯もあるのです。だから、専売公社としても第十条によらない指示ということはあり得ないので、十条によるか、ノータッチかというしかなないので。今日まで塩害問題が解決しないというのは、専売公社の指示が法律によらないものだから、利害関係もあって、そんなことは聞けないというところにあるわけですね。幾ら専売公社が権限のないことを言ったところで、自分の利益にならないことをおいて聞かないというところになるわけですよ。だから、いつまでたっても解決できないのだから、問題は、この専売公社がやる場合には十条によらない指示ということではなくて、塩害についての指示はこれだけという

ことをはっきりさせるか、あるいは法的な裏づけ——公社の言い分は相当権威のあるものにさせなければ問題の解決にはならないのです。そういう点を、きょうは各委員も、ここでは解決できないといつて、次の段階を要望せられておりますが、私は、公社が次の機会にはそのことを、当事者としてこういうふうにするということと相談をしてまとめてきてもらいたい、自分で解決してもらいたいということをお願いいたしておきます。

○野溝勝君 私が質問したことから、波紋が大きく発展したのですが、大體、成瀬、平林両君の言われたことで、尽きるのですが、今までにないあいまい、かつ不明朗なお答えをしているわけですよ。全く関係委員としまして、こんな不明確なことでは、質問を打ち切れない。答弁がだんだん疑惑を起こすと思うのです。塩専売に対する行政上のやり方、今日までの動き、こういうこともあらためて突き上げていかなければならぬと思う。ですから、今度の合理化、能率増進については、先ほど野溝委員のお話のように被害の問題をも考へて、十分整備審議会においても処理していくものである、こう

言っておられるが、副總裁の方は、それはどうも十条の精神じゃありませんとか、それはどうもやかましくなりま

すので、どうか両者の間で円満にと言ってみたり、こういうようなことでは、もうほんとうにわれわれとして人民に、政府はどういうことを考へておる、当局はどういうことを考へておる、徹底するように話ができます。でありますから、先ほど成瀬委員もお話になりましたごとく、一つ次回はそれぞれの政府関係の首脳陣を呼んで、その際にあらためてまた当局の意見を正確に整理されることを……。

きょうはこれにて終わります。
○委員長(加藤正人君) 速記をとめて下さい。
〔速記中止〕
○委員長(加藤正人君) 速記をつけて下さい。
それでは、本日はこれをもって散会いたします。
午後零時三十七分散会

十一月二十七日日本委員会に左の案件を付託された。
一、法人税法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は十一月十四日)

十一月二十七日日本委員会に左の案件を付託された。
一、たばこ販売手数料引上げに関する請願(第五四五号)(第五六八号)(第五六九号)(第五七〇号)(第五七一〇号)(第五八一〇号)(第五八二〇号)(第五九一〇号)(第五九二〇号)(第五九三〇号)(第六〇一〇号)(第六〇二〇号)(第六〇三〇号)(第六一四〇号)(第六一五〇号)(第六一八〇号)(第六三二〇号)(第六三七〇号)(第六三八〇号)(第六三九〇号)(第六四〇〇号)(第六四八〇号)(第六五八〇号)(第六五九〇号)(第六六〇〇号)(第六六一〇号)(第六六二〇号)(第六六三〇号)(第六六四〇号)(第六六五〇号)(第六六八〇号)(第六六九〇号)(第六七〇〇号)(第六七二〇号)(第六七三〇号)(第六七四〇号)(第六七五〇号)(第六七六〇号)(第六七三〇号)(第六七三二〇号)(第六七三三〇号)(第六七三九号)
一、農業課税の適正化に関する請願

(第六〇八号)
一、九州地方開発公庫法制定等に関する請願(第七〇三号)
一、九州地方開発公庫設置に関する請願(第七〇四号)
一、漁業課税の適正化に関する請願(第七一四号)
一、積雪寒冷地帯の寒冷による諸経費を所得控除とするの請願(第七一五号)

第五四五号 昭和三十四年十一月十三日受理
たばこ販売手数料引上げに関する請願
請願者 京都府舞鶴市宇北田辺 舞鶴たばこ商業協同組合 理事 長 福井孝吉 外 五名
紹介議員 大野木秀次郎君

たばこ販売業者の受ける販売手数料は、現在定価の八分であるが、これを戦前のおり一割に引き上げられた。過去においても一割に引き上げの請願については、すでに参議院で採択されており、また国会たばこの会で同様決議されているが、本年度は報償金として総額二億円を小売業者に交付(一人当たり均等に一千三百二十円)されただけであった。専売公社は、従来しばしば、たばこの売れゆきが順調になつたら、販売手数料の引上げを考慮するとの含みのある話であったが、昭和三十三年度は売りあげ予定額二千五百四十億円に対し、実績は実に百十億円の超過となつたのである。いかなる観点からしても販売手数料の一割は妥当なものであり、全国たばこ販売業者十六万の人々の希望であるから、これが実現について特段の配慮をせられたいと

の請願。

第五六八号 昭和三十四年十一月十三日受理
たばこ販売手数料引上げに関する請願(二通)
請願者 福島県石川郡石川町字新町四二石川たばこ販売協同組合理事長 鈴木藤吉外三十二名
紹介議員 石原幹市郎君

第五六九号 昭和三十四年十一月十三日受理
たばこ販売手数料引上げに関する請願(二通)
請願者 鹿児島県肝属郡根占町根占たばこ販売協同組合理事長 鈴木十四郎外一名
紹介議員 田中 茂雄君

第五七〇号 昭和三十四年十一月十三日受理
たばこ販売手数料引上げに関する請願
請願者 愛知県新城市宇中野七ノ一新城たばこ商業協同組合理事長 坂巻丹次郎外六名
紹介議員 杉浦 武雄君

第五七一号 昭和三十四年十一月十三日受理
この請願の趣旨は、第五四五号と同じである。

たばこ販売手数料引上げに関する請願
請願者 岩手県宮古市中谷地宮古たばこ販売協同組合理事長 山崎善四郎外九十一名
紹介議員 千田 正君

第五八一号 昭和三十四年十一月十三日受理
たばこ販売手数料引上げに関する請願(四通)
請願者 高知県長岡郡本山町本山たばこ販売協同組合理事長 柿本忠太郎外十七名
紹介議員 寺尾 豊君

第五八五号 昭和三十四年十一月十四日受理
たばこ販売手数料引上げに関する請願
請願者 北海道小樽市入舟町三ノ一〇小樽地方たばこ販売協同組合理事長 早川基外十五名
紹介議員 堀 末治君

第五九一号 昭和三十四年十一月十四日受理
たばこ販売手数料引上げに関する請願
請願者 新潟県東蒲原郡津川町大字津川三、六六八津川たばこ販売協同組合理事長 石部市五郎外

二十名
紹介議員 佐藤 芳男君
この請願の趣旨は、第五四五号と同じである。

第五九二号 昭和三十四年十一月十四日受理
たばこ販売手数料引上げに関する請願
請願者 静岡県御殿場市新橋一、九八〇御殿場たばこ販売協同組合理事長 望月五郎外十一名
紹介議員 杉山 昌作君

第五九三号 昭和三十四年十一月十四日受理
たばこ販売手数料引上げに関する請願
請願者 東京都渋谷区南平台町四〇渋谷たばこ商業協同組合理事長 河野清三外十六名
紹介議員 迫水 久常君

第六〇一号 昭和三十四年十一月十六日受理
たばこ販売手数料引上げに関する請願
請願者 山口県徳山市大字徳山二、五八五ノ六徳山たばこ販売協同組合理事長 河村泰蔵外二十四名
紹介議員 木下 友敬君

第六〇二号 昭和三十四年十一月十六日受理
たばこ販売手数料引上げに関する請願(三通)
請願者 長崎県松浦市今福町浦免今福たばこ販売協同組合理事長 川本忠一外五十八名
紹介議員 藤野 繁雄君

第六〇三号 昭和三十四年十一月十六日受理
たばこ販売手数料引上げに関する請願
請願者 神奈川県横須賀市公郷町三四三横須賀たばこ商業協同組合理事長 佐藤繁雄外十一名
紹介議員 田上 松衛君

第六〇四号 昭和三十四年十一月十六日受理
たばこ販売手数料引上げに関する請願
請願者 徳島県美馬郡貞光町貞光たばこ販売協同組合理事長 久米川虎八外二十七名
紹介議員 紅露 みつ君

第六〇五号 昭和三十四年十一月十六日受理
たばこ販売手数料引上げに関する請願
請願者 秋田県横手市田の内横手たばこ販売協同組合

第六一八号 昭和三十四年十一月十六日受理
たばこ販売手数料引上げに関する請願
請願者 宮城県気仙沼市字釜ノ前一四七気仙沼たばこ販売協同組合代表理事 加藤幸五郎外四十二名
紹介議員 村松 久義君

第六三二号 昭和三十四年十一月十七日受理
たばこ販売手数料引上げに関する請願
請願者 横浜市西区戸部町一ノ三横浜たばこ商業協同組合理事長 堀内万吉外十六名
紹介議員 田上 松衛君

第六三七号 昭和三十四年十一月十七日受理
たばこ販売手数料引上げに関する請願
請願者 高知市北本町一ノ四九高知たばこ販売協同組合理事長 松井松吉外六名
紹介議員 堀見 俊二君

第六一四号 昭和三十四年十一月十六日受理
たばこ販売手数料引上げに関する請願
請願者 徳島県美馬郡貞光町貞光たばこ販売協同組合理事長 久米川虎八外二十七名
紹介議員 紅露 みつ君

第六一五号 昭和三十四年十一月十六日受理
たばこ販売手数料引上げに関する請願
請願者 秋田県横手市田の内横手たばこ販売協同組合

第六一八号 昭和三十四年十一月十六日受理
たばこ販売手数料引上げに関する請願
請願者 宮城県気仙沼市字釜ノ前一四七気仙沼たばこ販売協同組合代表理事 加藤幸五郎外四十二名
紹介議員 村松 久義君

第六三八号 昭和三十四年十一月十七日受理
この請願の趣旨は、第五四五号と同じである。

請願者 愛知県小牧市大字小牧 原新田五三(一)犬山たばこ販売協同組合理事 長 牧野浩外九名
紹介議員 青柳 秀夫君

第六三九号 昭和三十四年十一月十七日受理
この請願の趣旨は、第五四五号と同じである。

請願者 徳島県美馬郡脇町脇町たばこ販売協同組合理事 理事長国見政春外百九十一名
紹介議員 三木與吉郎君

第六四〇号 昭和三十四年十一月十七日受理
この請願の趣旨は、第五四五号と同じである。

請願者 長野県諏訪市上諏訪一、〇六四ノ七諏訪たばこ販売協同組合理事 長 宮坂正晴外三十九名
紹介議員 小山邦太郎君

第六四八号 昭和三十四年十一月十七日受理
この請願の趣旨は、第五四五号と同じである。

請願者 長崎県南松浦郡有川町 有川たばこ販売協同組合理事 長 松浦商一外四十八名
紹介議員 藤野 繁雄君

第六五八号 昭和三十四年十一月十七日受理
この請願の趣旨は、第五四五号と同じである。

請願者 青森市大字安方町一七三青森たばこ販売協同組合理事 長 西谷初五郎外三十三名
紹介議員 佐藤 尚武君

第六五九号 昭和三十四年十一月十七日受理
この請願の趣旨は、第五四五号と同じである。

請願者 千葉県銚子市東町二七三銚子たばこ商業協同組合理事 長 林武雄外四名
紹介議員 小沢久太郎君

第六六〇号 昭和三十四年十一月十七日受理
この請願の趣旨は、第五四五号と同じである。

請願者 福岡県豊前市大字八屋 豊前たばこ販売協同組合理事 長 三國喜十郎外二十六名
紹介議員 川上 為治君

第六六一号 昭和三十四年十一月十七日受理
この請願の趣旨は、第五四五号と同じである。

請願者 青森県大湊田名部市大字田名部字柳町一八田名部たばこ販売協同組合理事 長 村井利助外五十六名
紹介議員 泉山 三六君

第六六二号 昭和三十四年十一月十七日受理
この請願の趣旨は、第五四五号と同じである。

請願者 福島県田村郡小野町大字小野新町字仲町四五小野新町たばこ販売協同組合理事 長 渡辺儀右衛門外七十二名
紹介議員 石原幹市郎君

第六六三号 昭和三十四年十一月十七日受理
この請願の趣旨は、第五四五号と同じである。

請願者 神奈川県秦野市曾屋二、九三九秦野たばこ商業協同組合理事 長 橋本今吉外十九名
紹介議員 川上 為治君

第六六四号 昭和三十四年十一月十七日受理
この請願の趣旨は、第五四五号と同じである。

請願者 愛知県岡崎市康生通西一ノ九岡崎たばこ販売協同組合理事 長 飯見臣夫外三十五名
紹介議員 柴田 榮君

第六六五号 昭和三十四年十一月十七日受理
この請願の趣旨は、第五四五号と同じである。

請願者 秋田県能代市島町能代たばこ販売協同組合理事 長 島兵治外二十六名
紹介議員 松野 孝一君

第六六六号 昭和三十四年十一月十八日受理
この請願の趣旨は、第五四五号と同じである。

請願者 佐賀県唐津市千代田町二、五六四唐津たばこ販売協同組合理事 長 熊本一治外二十八名
紹介議員 鍋島 直紹君

第六六七号 昭和三十四年十一月十八日受理
この請願の趣旨は、第五四五号と同じである。

請願者 鹿兒島県指宿市十二町一、四七一指宿たばこ販売協同組合理事 長 田村元助外三十八名
紹介議員 迫水 久常君

第六六八号 昭和三十四年十一月十八日受理
この請願の趣旨は、第五四五号と同じである。

請願者 静岡県豊田郡佐久間町 浦川遠州浦川たばこ販売協同組合理事 長 鶴原徳太郎外八名
紹介議員 小林 武治君

第六六九号 昭和三十四年十一月十八日受理
この請願の趣旨は、第五四五号と同じである。

請願者 熊本県牛深市牛深町二、二八六牛深たばこ販売協同組合理事 長

請願者 長崎県南高来郡小浜町 肥前小浜たばこ販売協同組合理事 長 永吉進外八名
紹介議員 藤野 繁雄君

第六七〇号 昭和三十四年十一月十八日受理
この請願の趣旨は、第五四五号と同じである。

請願者 熊本県牛深市牛深町二、二八六牛深たばこ販売協同組合理事 長

原田安記外三十二名
紹介議員 櫻井 三郎君
この請願の趣旨は、第五四五号と同じである。

第七〇〇号 昭和三十四年十一月十日受理
たばこ販売手数料引上げに関する請願
(四通)

請願者 埼玉県飯能市大字中山 二五飯能たばこ商業協同組合理事長 山川住 蔵外三十四名
紹介議員 平林 剛君
この請願の趣旨は、第五四五号と同じである。

第七二二号 昭和三十四年十一月十日受理
たばこ販売手数料引上げに関する請願
請願者 長野市大字鶴賀南千歳 町九八四ノ二長野たばこ販売協同組合理事 長 今井泰一郎外十五名
紹介議員 木内 四郎君
この請願の趣旨は、第五四五号と同じである。

第七二三号 昭和三十四年十一月十日受理
たばこ販売手数料引上げに関する請願
請願者 熊本県水俣市浜二、九三六水俣たばこ販売協同組合理事長 高橋末 熊外六名
紹介議員 林田 正治君
この請願の趣旨は、第五四五号と同じである。

第七二四号 昭和三十四年十一月十日受理
たばこ販売手数料引上げに関する請願
(二通)

請願者 広島市宝町三六〇ノ五 広島たばこ販売協同組合理事長 上野友則外十九名
紹介議員 永野 護君
この請願の趣旨は、第五四五号と同じである。

第七二五号 昭和三十四年十一月十日受理
たばこ販売手数料引上げに関する請願
(二通)

請願者 愛知県知多郡知多町新 舞子字大瀬六五四知多たばこ販売協同組合理事長 池野裕外二十八名
紹介議員 山本 米治君
この請願の趣旨は、第五四五号と同じである。

第七二六号 昭和三十四年十一月十日受理
たばこ販売手数料引上げに関する請願
(三通)

請願者 広島県呉市公園通三ノ 二呉たばこ販売協同組合理事長 宮田猛外二百八十一名
紹介議員 宮澤 喜一君
この請願の趣旨は、第五四五号と同じである。

第七三〇号 昭和三十四年十一月十日受理
たばこ販売手数料引上げに関する請願

たばこ販売手数料引上げに関する請願
請願者 長崎県平戸市築地平戸 事務所 青木添一郎外十三名
紹介議員 藤野 繁雄君
この請願の趣旨は、第五四五号と同じである。

第七三一号 昭和三十四年十一月十日受理
たばこ販売手数料引上げに関する請願
(二通)

請願者 福岡県行橋市大字行橋 行橋たばこ販売協同組合理事長 小松健治外二十一名
紹介議員 鈴木 亨弘君
この請願の趣旨は、第五四五号と同じである。

第七三二号 昭和三十四年十一月十日受理
たばこ販売手数料引上げに関する請願
(三通)

請願者 埼玉県川越市大字松郷 五六二川越たばこ商業協同組合理事長 藤野 幸次郎外十九名
紹介議員 上原 正吉君
この請願の趣旨は、第五四五号と同じである。

第七三九号 昭和三十四年十一月十日受理
たばこ販売手数料引上げに関する請願
請願者 千葉県八日市場市本町 通り八日市場たばこ商業協同組合理事長 奈

良直治外八名
紹介議員 小沢久太郎君
この請願の趣旨は、第五四五号と同じである。

第六〇八号 昭和三十四年十一月十日受理
農業課税の適正化に関する請願

請願者 宮崎県宮田町一ノ九七 宮崎県農業協同組合中央会会長 温水三郎 平島 敏夫君
紹介議員 平島 敏夫君
現行税制下における農業課税は、国税が軽減された反面、地方税の増徴がいちじるしいため、他企業と農業間ひいては農業内部にも税負担の不均衡がいちじるしくなっており、このため一部には農業法人化を行うことにより税負担の軽減をはかり、経営を合理化する動きも見られているから、(一)農業所得においては、現行専従者控除措置の不徹底性を廃して、家族労働費を必要経費とするよう所得税法を改正し、地方税上にもこれを認めること、(二)固定資産税の免税点を大幅に引き上げるとともに税率の引下げをはかること、等の減税措置を講ぜられたいとの請願。

第七〇三号 昭和三十四年十一月十日受理
九州地方開発公庫法制定等に関する請願

請願者 熊本県阿蘇郡小口町 勢橋一、七三四 河津 寅雄外十二名
紹介議員 森中 守義君
九州地方の開発事業を強力に推進し、地方産業の振興資金を確保するため、す

みやかに九州地方開発公庫法を制定して九州地方開発公庫を設置せられると共に、九州地方開発促進法附則第二項の規定に基づき、各種公共事業のうち九州地方開発の促進上特に重要な事業については、すみやかに国の補助率負担の引上げを実施せられたい。なお、常態的な災害を特殊土じょうの悪条件になやむ九州農業発展のための防災営農方式確立のため、国の管理にかかるとの低利長期償還による防災営農資金確保の措置を講ぜられたいとの請願。

第七〇四号 昭和三十四年十一月十日受理
九州地方開発公庫設置に関する請願

請願者 熊本県玉名郡横島村 会議長 平島一外十二名
紹介議員 森中 守義君
九州地方の産業は、北部における石炭産業と南部における農林業をその代表的なものとしているが、石炭産業は最近とみに不振不況の状態となり、農林業もまた近時いちじるしく停滞の状況におかれています。戦後における日本経済の急速な復興発展にもかかわらず、九州地方が、これら経済情勢から取り残され、孤立の状態におちいつつあることは、まことに遺憾であるから、九州地方開発促進のため、すみやかに九州地方開発公庫を設置し、開発事業の推進並びに地場産業振興のため、長期低利の融資を行われたいとの請願。

第七一四号 昭和三十四年十一月十日受理
漁業課税の適正化に関する請願

九州地方の開発事業を強力に推進し、地方産業の振興資金を確保するため、す

請願者 茨城県水戸市北三ノ丸

一一九北部太平洋海区
旋網漁業協議会内

宇佐美松兵衛

紹介議員 千田 正君

現行税制においても、漁業の変動所得、設備の特別割増償却、漁網の減耗率による償却等漁業の特殊性に適合するよう考慮されてはいるが、まき網漁業のように一時に大量の漁獲をする漁業は魚価暴落という半ば恒久化した経済下にしかも設備及び漁具にばく大な資本投下を必要とする等不安定な漁業経営を余儀なくされている現状であるから、(一)不漁災害対策引当準備金制度を設け、その積立額を所得から控除し非課税とすること、(二)漁業用施設償却の短縮適正化をはかること等の実現により漁業税の適正化を期せられたいとの請願。

第七一五号 昭和三十四年十一月十九日受理

積雪寒冷地帯の寒冷による諸経費を所得控除とするの請願

請願者 新潟県知事 北村一男

紹介議員 松平 勇雄君

積雪寒冷地帯の国家公務員、地方公務員、公共企業体に勤務する者に対し、因は寒冷地手当、石炭(薪炭)手当支給の法的措置によつて特別の給与体形を確立している。これは積雪寒冷の劣悪な気象条件によつて、燃料費、光熱費等の諸経費が増こうする事実を国自らが立証しているものであるにもかかわらず同地帯の農林漁業者、中小企業者等一般居住者に対しては、何らの対策も講じられないことは不公平であるから、政府並びに国会においては積雪寒冷地帯の居住者に対する所得税の課税に際し、寒冷に起因する諸経費の増こう分を控除し得るよう法的措置を講ぜられたいとの請願。

冷地帯の居住者に対する所得税の課税に際し、寒冷に起因する諸経費の増こう分を控除し得るよう法的措置を講ぜられたいとの請願。